

**岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金
申請要領（太陽光発電設備導入事業）**

令和8年4月

岐阜県 環境エネルギー生活部

省エネ・再エネ社会推進課

0. はじめに

本要領は、「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（太陽光発電設備導入事業）交付要綱」を対象としたものです。「岐阜県中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金（省エネ設備導入事業）」の申請要領とは異なりますのでご注意ください。

また、補助金の申請手続きや実績報告手続きについて、主なものを説明したものになりますが、本事業は「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（太陽光発電設備等導入事業）交付要綱」に基づき実施しますので、**交付要綱を必ずご確認の上、申請してください。**

1. 事業の目的

県内中小企業等のエネルギー価格高騰への負担軽減、さらには脱炭素化の促進を目的に自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援します。

2. 補助対象事業

県内に所在する事業所や事務所に自家消費型太陽光発電設備（※1）又は定置用蓄電池（※2）を導入する事業（導入形態は自己所有方式、リース方式、オンサイトP P A方式のいずれか）

※1 屋根や壁等の建物への設置のみとし、遊休地などの野立ての設置は対象外です。

※2 定置用蓄電池は、太陽光発電設備と同時設置の場合のみ対象となります。

3. 補助事業者〔交付要綱第2条、第4条及び第5条〕

補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす者です。

- ① 県内の自らが事業を営む建物を有する本社又は事業所に補助対象設備を設置する者であること。
- ② 県内に本社又は事業所を有する中小企業等（定義はP2参照）であること。
- ③ 発電した電力量の50パーセント以上を、申請した敷地内において消費すること。
- ④ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
※FIT/FIP制度に基づかない売電であれば可（ただし、③の要件を満たすこと）。
- ⑤ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給（自己託送）を行わない者であること。
※発電した電力を、電力会社の送電網を使って別の事務所へ送って使わないこと。
- ⑥ 補助対象事業の実施に当たっては、太陽光発電設備等の設置、電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。
- ⑦ 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
※売電が発生する場合、売電分に相当する環境価値は設置者のものとすることはできません。
- ⑧ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減

効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

⑨ 補助対象設備について、国又は地方自治体から他の補助等を受けて事業を実施する者でないこと。

⑩ 県税を滞納していない者であること。

※リース又はP P A方式の場合は、リース事業者又はP P A事業者が代表申請者となります。その場合、リース事業者又はP P A事業者が③～⑩の要件を満たし、発電した電気を使用する需要家（共同申請者）が①②⑨⑩の要件を満たしてください。また、需要家とリース事業者又はP P A事業者との契約で、補助金額の5分の4以上をサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除する要件も満たしてください。

【中小企業等の定義について】

① 中小企業等は、次のいずれかに該当する者を指します。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く。）

イ 個人事業主

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社に該当しない法人その他の団体

② みなし大企業は、次のいずれかに該当する者を指し、補助対象者となることができません。

ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者（資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業者に該当する場合を除く。）

イ 交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

【補助対象外となる施設について】

以下の施設は補助の対象外となります。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業にかかる接客業務受託営業を行う施設

② 宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設（神社、寺院も含む。）

③ その他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められる活動を行う施設

4. 補助対象経費〔交付要綱第8条〕

補助の対象となる経費は主に下表のとおりです。

区分	内容
設備費	対象設備の機械装置等の購入、製造又は据付けに要する経費
工事費	対象設備の稼働に必要な工事に要する経費
測量及び試験費	対象設備の稼働に必要な調査、設計、申請に要する経費

次の経費は補助対象外となります。

- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 内訳が不明瞭な経費
- ・ 中古設備の導入に係る経費
- ・ 機能の追加（オプション）に係る経費、保守費用などのランニングコスト

5. 補助限度額・補助金の額〔交付要綱第9条〕

補助対象設備	補助金額
<p>①太陽光発電設備 ※屋根置き等に限る、野立ては不可となります。</p>	<p>≪計算方法≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 出力に単価を乗じて計算します。 <u>太陽光パネルとパワコンの低い方の出力</u>を用いて計算します（出力は小数点以下を切捨て処理してください）。 <p>単価:5万円/kW 上限:50kW 最大250万円</p> <p><例1> 定格出力 30.5kW の場合 ⇒ 5万円×30kW = 150万円 <例2> 定格出力 80.3kW の場合 ⇒ 5万円×50kW = 250万円</p>
<p>②定置用蓄電池 ※①太陽光発電設備と同時に設置する場合のみ補助対象となります。</p>	<p>≪計算方法≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電容量（定格容量）に単価を乗じて計算します（容量は小数点第2位以下を切捨て処理してください）。 千円未満の端数は切り捨てます。 <p>産業用蓄電池の場合：126万円 単価:6.3万円/kWh 上限:20kWh 蓄電容量に限らず ⇒ 6.3万円 × 20kWh = 126万円 ※産業用蓄電池とは蓄電容量が20kWhを超えるもので、補助対象設備を設置する住所の属する地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムで所管する消防署への届出が必要です。</p> <p>家庭用蓄電池の場合：最大102万円 単価:5.1万円/kWh 上限:20kWh <例1> 蓄電容量 11.55kWh の場合 ⇒ 5.1万円×11.5kWh=58万6千円 <例2> 蓄電容量 14.15kWh の場合 ⇒ 5.1万円×14.1kWh=71万9千円 ※家庭用蓄電池とは蓄電容量が20kWh以下のもので、家庭（住宅）に設置するものという意味ではありません。事業所等に設置するものでも蓄電容量が20kWh以下であれば、家庭用蓄電池として取り扱います。</p>

※補助額の計算結果が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を補助額の上限とします（千円未満の端数は切り捨てます）。

※本補助金の交付を受けることができる回数は、同一の補助事業者につき、同一の年度に1回までとします（リース又はPPA方式の場合にあっては、同一の需要家（共同申請者）が同一の年度に1回と読み替えます）。

6. 交付申請手続き

【申請期間】

令和8年4月13日（月）～ 令和8年12月25日（金）

※受付順（ただし、書類が不備なく整っていることが条件）

※予算の上限に達した場合は上記期間であっても受付を終了します。

【注意事項】

○ 工事の契約(設備等の発注含む)をする前に、岐阜県から補助金の交付決定を受ける必要があります。

※見積書の取得は可能ですが、契約は交付決定を受けるまで締結しないでください。

【申請書類】

様式はホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html>) からダウンロードしてください。

	提出書類	備考
-	交付申請書【第1号様式】	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。 補助金申請額は事業計画書から転記してください。
①	申請時チェックリスト (様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。 必ず申請前に本書類により、必要事項の確認を行ってください。
②	事業者概要(様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
③	事業計画書(様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
④	誓約書(様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。 押印は不要です。
⑤	太陽光発電設備の解体・撤去 費用の積立計画(様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
⑥	<u>法人の場合</u> 登記事項証明書(商業登記)	取得から3か月以内のもの(写し可) 代表者と事業を営んでいる法人であることを確認します。
	<u>個人事業主の場合</u> 住民票及び確定申告書(写)	【住民票について】(写し可) ・取得から3か月以内のもの ・マイナンバー「なし」の住民票を取得してください(マイナンバーの記載があるものは受理しません) ・戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードの記載も原則不要です。 【確定申告書(写)について】 ・直近1年分の確定申告書の写し等、個人事業主と確認できるもの ※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号も記入してください。

⑦	登記事項証明書(設備を設置する土地及び建物の登記)	取得から3か月以内のもの(写し可) 設備を設置する土地及び建物の所有権を確認します。 (PPA・リース方式の場合は需要家の所有であるか確認します。) 第三者所有の場合は賃貸契約書の写し及び承諾書が必要です。
⑧	設置する土地の公図	申請の土地や建物の位置関係などを確認します(写し可)。
⑨	設備設置承諾書	設備を設置する土地又は建物が第三者所有である場合に限り必要。 押印(法人の場合は代表者印で角印は不可)したものに限り有効(押印済であれば写し可)。
⑩	賃貸借契約書等の写し	設備を設置する土地及び建物が第三者所有である場合に限り必要。 設備を設置する不動産を申請者が継続的(太陽光発電設備の耐用年数の17年以上)に使用できるものか契約内容を確認します。
⑪	県税の納税証明書(完納証明)	お近くの県税事務所で入手してください。※税額証明は不可
⑫	事業実施場所の位置図	地図サイト等の住宅地図で事業実施場所の位置を示してください。 事業所・工場などの設置場所の案内図と考えてください。
⑬	設備配置予定図	補助対象設備(太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池)の配置を示した図面を提出してください。
⑭	設置予定場所の写真 (参考様式あり)	設置予定の屋根等の写真を提出してください。 現状、太陽光パネルが設置されていないことを確認します。 やむを得ず、屋根の写真が撮れない場合は、航空写真などでの代用を認めますが、必ず工事前に撮影し、実績報告時に提出してください。
⑮	設備に関する仕様書	カタログなど型番や出力・容量を示したものを提出してください。 機種(型番等)と出力・容量が確認できれば抜粋したもので構いません。 太陽光発電設備は定格出力、定置用蓄電池は定格容量を原則とします。
⑯	見積書	太陽光発電設備と蓄電池の両方について申請する場合は、 総事業費に対する太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書 を提出してください。 税抜き価格が分かるようにしてください。 対象外経費が含まれる場合は、内訳が分かるようにしてください。
⑰	設置場所の年間電力使用量の根拠資料	電力会社等の電力使用量の明細など③事業計画書に記載する電力量の根拠資料を提出してください。 新築建物の場合は、積算の根拠としたものを提出してください。
⑱	年間推定発電量の根拠資料	太陽光発電設備の設置事業者が作成するシミュレーション結果など③事業計画書に記載する発電量の根拠資料を提出してください。
⑲	【自己所有型は除く】 リース又は PPA 契約書の案	補助金額の5分の4以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除するものであるか確認します。

⑳	口座振込依頼書兼債権者登録票(様式あり)	様式はホームページからダウンロードしてください。 初めて県から補助金を受ける場合など、県に口座登録を行われていない方は登録票を提出してください。 登録口座等を変更される方も同様に提出をお願いします。
	通帳のコピー等、振込口座の情報が分かる資料	普通預金であれば通帳の表紙をめくったページなど、申請者の名義、銀行名、支店名、口座番号が確認できるものをご提出ください。 当座預金の場合は小切手帳の表紙も可です。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

【提出方法】

インターネット上の「Logo フォーム」にて受け付けます。

<https://logoform.jp/f/g4TXA>

上記にアクセスし、必要事項の入力や必要書類を添付の上、申請してください。

【QRコード】



【申請から事業の実施までの流れ】

- ① 申請書に不備がなければ、受付し、受付順に内容を審査します。
- ② 審査には3週間程度要する場合がございますので、余裕をもって申請書を提出してください（内容に不備や疑義がある場合は、さらに時間を要することがあります）。
※原則、交付決定前の事前着手（契約）を認めていませんが、事業完了期限に間に合わないなど早期に着手（契約）を行う場合は、必ず県に事前連絡（10. お問い合わせ先を参照）の上、事前着手届（第2号様式）を提出してください（ただし、申請受付開始前の提出は認めません。また、事前着手届の提出をもって受付とすることはできません。）。
- ③ 審査の結果補助金の交付を決定した場合、交付決定通知書をメールにて送付します。
- ④ 送付された通知書に記載の交付決定日以降であれば契約・発注等が可能です。

【事業の実施における変更事項について】

- ・補助対象事業の経費配分（※1）又は内容（※2）を変更する場合は、下記の所定様式によりあらかじめ県の承認を受けてください（未承認の場合は補助金を交付することができません。）。
 - ※1 経費配分の変更…補助対象経費が20%を超えて増減する場合
提出様式：事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
 - ※2 内容の変更…補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼす変更
提出様式：事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
- ・交付決定額の増額はできません。
- ・補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県に報告し、指示を受けてください。

7. 実績報告手続き

【事業完了期限】

- ・事業の実施（設備の設置）は【令和9年2月28日（日）】までに完了してください。
- ・設備の設置完了日と検収日が異なる場合は、検収日を事業完了日としてください。

【実績報告書提出期限】

- ・実績報告書の提出期限は事業完了日の翌日から起算して30日以内又は令和9年3月1日のいずれかの早い日です。提出期限が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日が期限となります。

＜例1＞ 事業完了日 令和8年9月30日(水)→提出期限 令和8年10月30日(金)

＜例2＞ 事業完了日 令和9年2月10日(水)→提出期限 令和9年 3月 1日(月)

＜例3＞ 事業完了日 令和8年9月25日(金)→提出期限 令和8年10月26日(月)

【提出書類】

様式はホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html>）からダウンロードしてください。

	提出書類	備考
－	実績報告書【第7号様式】	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
①	実績報告時チェックリスト (様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。 必ず報告前に本書類により、必要事項の確認を行ってください。
②	事業報告書(様式あり)	ホームページから様式をダウンロードして作成してください。
③	契約書の写し	交付決定後に契約していない場合は原則として補助を取り消します。
④	領収書又は請求書等の写し	申請者が工事施工者に支払いを完了した又は支払債務が発生していることを確認しますので、以下の <u>いずれか1点</u> を提出してください。 ・領収書 ・工事施工者から申請者への請求書 ・納品書又は完了届など事業完了を示す書類 ※領収書又は請求書が契約書の金額と一致しない場合は内訳書などで対象事業の経費がわかるよう示すこと
⑤	施工完了後の写真 (参考様式あり)	補助対象設備(太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池)すべてについて、施工後の写真を提出してください。 補助対象設備の全体を写した写真に加え、パワコン、蓄電池については、型番が分かる部分を接写したものを設置した台数分すべて提出してください。 報告写真は Word や Excel 等に貼り付け PDF 化するなど、原則1ファイルにまとめてください 太陽光パネルの全景が1枚に収まらない場合は複数枚に分け、どこを撮影しているのか分かるように図面に撮影箇所を示した補足資

		料を添付するなど整理してから提出してください。 申請時に施工前の写真の提出が済んでいない場合は併せて提出してください。
⑥	売電する場合 FIT・FIPでないことを証する書類	売電先が中部電力ミライズ(株)の場合は、「発電設備の連系に関するお知らせ」を提出してください。 売電先が中部電力ミライズ(株)以外の場合は、FIT/FIPでないことが分かるよう買取単価等を示すものを提出してください。 提出期限までに提出が間に合わない場合は、後日提出する旨の誓約書を提出してください(誓約書の様式はホームページからダウンロードしてください)。
⑦	産業用蓄電池を導入する場合 蓄電池設備設置(変更)届の写し	消防署に適切に届出をしているか確認します。 消防署の受理印があるもの等、消防署に届出したことが分かるものの写しを提出してください。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

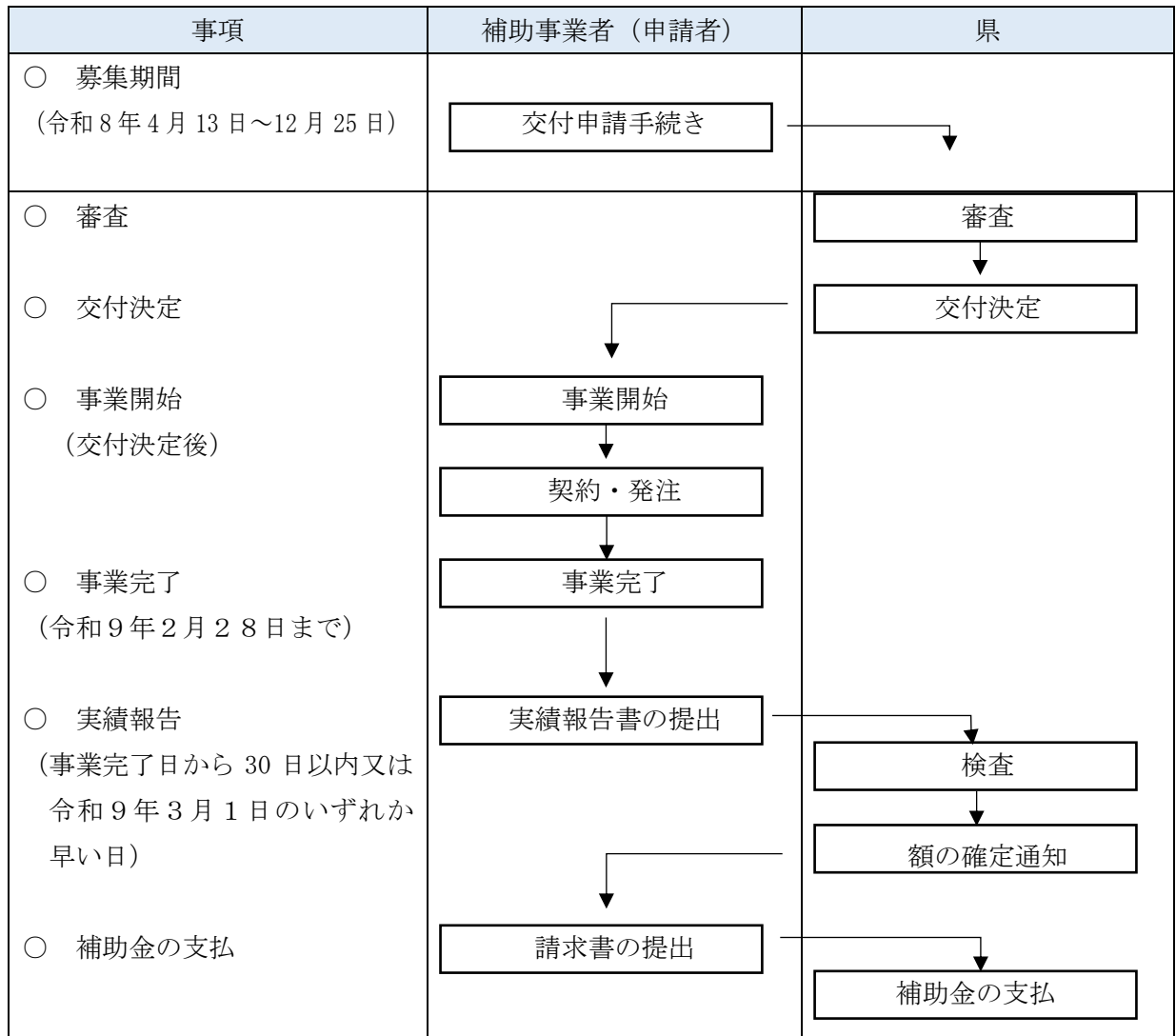
【提出方法】

交付決定時に具体的に指示します。

【実績報告から補助金の入金までの流れ】

- ① 実績報告書に不備がなければ、受付し、受付順に内容を審査します。
- ② 審査には1週間程度要する場合がございます(内容に不備や疑義がある場合は、さらに時間を要することがあります)。
- ③ 審査の結果、合格した場合、額の確定通知書をメールにて送付します。
- ④ 額の確定通知書を受領したら、速やかに県に補助金の交付請求書【第9号様式】を提出してください。
- ⑤ 請求書を受領してから、原則30日以内に申請時に登録した口座に補助金を入金します。
※補助金は事業完了後の精算払のみとし、概算払(前払い)はできません。

8. 補助事業全体の流れ



9. その他留意事項

【財産処分の制限】

- 補助事業により取得し、又は効用の増加額が50万以上の機械及び器具は処分制限財産となります。
- 補助事業者は、補助対象事業の完了後、処分制限期間（法定耐用年数）が経過する前に処分等（譲渡、交換、貸付け、担保に供する）する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

【書類の整備・保存等】

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業等に係る書類について、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後17年間（太陽光パネルの耐用年数）保存しなければなりません。

【自家消費率について】

- ・ 本補助金は自家消費率50%以上であることを補助の条件としています。
- ・ したがって、モニター類などから自家消費率の把握を行い、要件を満たしていること確認し、データ等証拠資料の保存をしてください。

【情報公開請求について】

- ・ 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。そのことを理解の上、申請してください。

【実地検査について】

- ・ 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。そのことを理解の上、申請してください。

10. お問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 温暖化・気候変動対策係

電話：058-272-8835

電子メール：c11268@pref.gifu.lg.jp

※お問い合わせの際は「事業者向けの太陽光補助制度について聞きたい」とまずはお伝えください。